

令和8年度事業計画

【 基本方針 】

令和6年4月から、改正障害者差別解消法が施行され、民間事業者にも「合理的配慮の提供」が義務化されました。障害者差別解消の取り組みが円滑に進み、差別の解消の背景にある社会的障壁が取り除かれていかなければなりません。現状は道半ばです。差別解消の考え方が、社会全体で広く共有され、障がいの有無に関わらず互いに人格と個性を尊重し、支えあいながら、ともに安心して暮らせる共生社会を実現していく必要があります。

そのためには、障がい者や家族、障害者団体が、それぞれ地域社会の構成員として地域活動に積極的に参加し、意見を述べ、地域づくりに関わる必要があります。令和8年度は、引き続き、これらの制度が機能するよう障がい者自ら何を取り組めばよいか考え、行政に要望するだけでなく、自分たちの問題として主体的に考え、行動していくことが求められています。

また、これまで、当協会や県内の各市町村身体障害者福祉協会の活性化に取り組んできたところですが、新規会員の加入が少なく、会員の高齢化と行事参加者の固定化、それに伴う会費の減少等々難しい課題について、会員一人一人が組織運営や会員拡大についての認識を一層深めて取り組んでいく必要があります。

さらに、障がい者の社会参加や生き甲斐等の視点から、福祉大会や体育大会、障がい者作品展等について、県内の障害者の仲間との交流できる貴重な場であることから参加者を増やし、また、県民の方の参加も得ていく必要があるほか、他の障害者団体との連携等をより一層進めていく必要があります。

【 重点目標 】

- 1 障がい者や家族等が地域社会の構成員として地域活動へ積極的参加
- 2 組織体制の強化と会員の加入促進
 - ・ 未加入者に対する加入勧誘（とりわけ若年層の勧誘）
- 3 国・県・市町や関係公共団体等に対する要望活動
- 4 障害者社会参加事業の掘起こしと推進
- 5 自主財源確保策の推進（収益事業の積極的な取り組み）
 - ・ 賛助会員の加入促進

【 実施事業 】

1 評議員会、理事会等の開催

- (1) 評議員会：評議員会2回（6月、3月）、必要に応じて随時
- (2) 理事会：理事会3回（5月、10月、3月）、必要に応じて随時
- (3) 正副会長会議：必要の都度（年4回程度）
- (4) 活性化検討委員会の開催（必要に応じて開催）

2 身体障がい者福祉大会

- (1) 第66回鳥取県身体障がい者福祉大会（県、米子市補助事業）
11月19日（木） 米子コンベンションセンター 国際会議室
- (2) 第71回日本身体障害者福祉大会
6月18日（木） 宮城県仙台市
- (3) 第50回中・四国身体障害者福祉大会
11月 6日（金） 広島県三次市

3 スポーツ大会等

- (1) 第62回鳥取県身体障がい者体育大会（県、米子市補助事業）
9月29日（火） 米子産業体育館
 - (2) 地区スポーツ大会
各地区で随時開催
 - (3) 第18回鳥取県障がい者グラウンドゴルフ大会
10月31日（土） 潮風の丘とまり
- <参考> 地区スポーツ教室
東・中・西部で開催（当番市町は、持ち回り）

4 生活訓練事業

- (1) 日常生活訓練事業（鳥取県身体障害者福祉協会、鳥取県腎友会）
身体障がい者（オストメイトを除く）に対して、義肢装着訓練等更生訓練を講習会等の方法により組織的に行うとともに、指導者養成などを行う。
- (2) オストメイト日常生活訓練事業（日本オストミー協会鳥取県支部）
オストメイトに対して、ストマ装着訓練等更生訓練を講習会等の方法により組織的に行い、指導者養成などを行う。
- (3) きこえない・きこえにくい人の日常生活訓練事業（鳥取県聴覚障害者協会）
コミュニケーションの手段に著しい障がいをもつため、社会生活上困難な状況に置かれがちな聴覚障がい者の社会生活に必要な知識の吸収を図る場を、講習会等の方法により設けることとし、東部、中部、西部の各地域において実施する。
- (4) 在宅重度障害者社会参加促進事業（日本筋ジストロフィー協会鳥取県支部）
筋ジストロフィーによる重度の障がい者の健康の維持と生きがいを高めるため、医療相談・集団指導等を実施する。

- (5) 音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業（鳥取県清音会）
疾病等により咽頭を摘出し音声機能を喪失した者に対し発声訓練を行い、社会参加の促進を図るとともにこの発声訓練に携わる指導者養成などを行う。

5 身体障害者相談員支援体制強化事業

- (1) 第27回中・四国ブロック身体障害者相談員研修会
10月 8日（木） 香川県高松市
- (2) 鳥取県身体障害者相談員研修会
7月 9日（木） 倉吉体育文化会館 大研修室
- (3) 相談事業
県内の身体障害者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。

6 鳥取県障害者社会参加推進センター設置事業

障がい者の地域における「自立と社会参加」を促進するため、三障害（身体、知的、精神）を対象とした事業を展開する。

- (1) 鳥取県障害者社会参加推進協議会の開催
- (2) 鳥取県障がい者作品展示会（11月～12月の間に東・中・西部で開催）
- (3) 広報紙「ぴよんぴよん鳥取」の発行
- (4) 鳥取県障がい者グラウンドゴルフ大会への助成（10月31日）（再掲）
- (5) 障がい当事者による障がい者理解公開講座の実施
- (6) 障害者による書道・写真全国コンテストのとりまとめの実施

7 国・県等への要望活動

国等への要望書の提出（中四国で協議、日身連を通して）
県議会各党への予算、制度等の要望（例年、11月提出、12月説明）

8 広報活動

- (1) 広報紙「青空」の発行 年1回
- (2) 日身連機関紙「日身連」の配布 月1回
- (3) 報道機関への情報提供 随時（トピックの都度）
- (4) HPによる情報発信
- (5) 身体障害者社会参加発信事業（リーフレットの作成・配布）
- (6) 協会パンフレットを活用したPR
- (7) 広報紙「ぴよんぴよん鳥取」の発行（再掲）

9 自主財源の確保

- (1) 賛助会員の加入促進
- (2) 日身連収益事業所が行う物品斡旋手数料の増
- (3) 麺製品等の販売斡旋促進による手数料の増
（春～夏：そうめん、秋～冬：皿うどん・ちゃんぽん）
- (4) 自動販売機の設置（清涼飲料水の自動販売機設置による財源確保）
- (5) JRジパング倶楽部（特別会員）入会・更新の斡旋
- (6) その他